

○平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号(家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状)

(平成二十三年九月二十八日)

(農林水産省告示第千八百六十五号)

改正 平成二六年一一月一八日農林水産省告示第一六三五号

同 三一年 三月一三日同 第 五一八号

同 三一年 三月一四日同 第 五二三号

令和 二年 二月 五日同 第 二三一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を次のように定め、平成二十三年十月一日から施行する。

一 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	備考(対象とする家畜伝染病)
牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	<p>摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること。</p> <p>同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p> <p>同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故</p>	口蹄疫

	障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	
鹿	摂氏三十九・〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。	
	同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	
	同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	
牛	治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。 イ 興奮しやすい ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応 ハ 群内序列の変化 ニ 搾乳時の持続的な蹴り ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し ヘ 扉、柵等の障害物におけるためらい 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。	伝達性海綿状脳症
豚及びいのしし	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚熱又はアフリカ
	同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日	豚熱

の七日間に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。

- 一 摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること。
- 二 便秘又は下痢があること。
- 三 結膜炎があること。
- 四 歩行困難、後躯麻痺又はけいれんがあること。
- 五 削瘦、被毛粗剛又は発育不良(いわゆる「ひね豚」)があること。
- 六 流死産等の異常産の発生があること。
- 七 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。

同一の畜舎内において、当日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

血液検査を実施した場合において、同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜に白血球数の減少(血液一マイクロミリリットル中一万個未満)又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限

	りではない。	
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	高病原性鳥インフルエンザ
	家きんに対して動物用生物学的製剤又は再生医療等製品を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。	高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ

(注)

- 一 この表において「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。
- 二 この表において「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。
- 三 この表において「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間(当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算二十一日間)をいう。
- 四 この表において「動物用生物学的製剤」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。
- 五 この表において「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品をいう。

二 家畜伝染病予防法第十三条の二第四項の農林水産大臣の指定する検体は、家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、上皮及び拭い液並びに当該家畜の血液とする。

三 家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状は、次に

定めるいずれかの症状とする。

(1) 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

- イ 興奮しやすい
- ロ 音、光、接触等に対する過敏な反応
- ハ 群内序列の変化
- ニ 搾乳時の持続的な蹴り
- ホ 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- ヘ 扉、柵等の障害物におけるためらい

(2) 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

附 則 (平成二六年十一月一八日農林水産省告示第一六三五号)

この告示は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

改正文 (平成三一年三月一三日農林水産省告示第五一八号) 抄
公布の日から施行する。

改正文 (平成三一年三月一四日農林水産省告示第五二三号) 抄
平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月五日農林水産省告示第二三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。